

地球温暖化対策実行計画  
2021年度～2025年度（第5次）

2021年4月  
蓮田白岡衛生組合

# 目 次

第 1 章	背景	P 1
第 2 章	基本的事項	
1	目的	P 2
2	対象とする範囲	P 2
3	対象とする温室効果ガス	P 2
4	計画期間	P 2
5	上位計画及び関連計画との位置づけ	P 2
第 3 章	温室効果ガスの排出状況	
1	エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> 排出量	P 3
2	エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> 排出量の増減要因	P 3
3	非エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> 排出量	P 4
4	非エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> 排出量の増減要因	P 4
第 4 章	温室効果ガスの排出削減目標	
1	目標設定の考え方	P 5
2	エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> の削減目標	P 5
3	非エネルギー一起源 CO <sub>2</sub> の削減目標	P 6
第 5 章	目標達成に向けた取組	
1	取組の基本方針	P 7
2	具体的な取組内容	P 7
第 6 章	進捗管理体制と進捗状況の公表	
1	推進体制	P 9
2	点検・評価・見直し体制	P 1 1
3	進捗状況の公表	P 1 1

## 第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予想されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置などに取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実行するよう求められています。

蓮田白岡衛生組合においても、廃棄物の減量化・資源化の啓発等をはじめとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 第2章 基本的事項

### 1 目的

蓮田白岡衛生組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、蓮田白岡衛生組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、蓮田白岡衛生組合が行う事務・事業とします。なお、他者に委託して行う事業については、対象外とします。

### 3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

### 4 計画期間

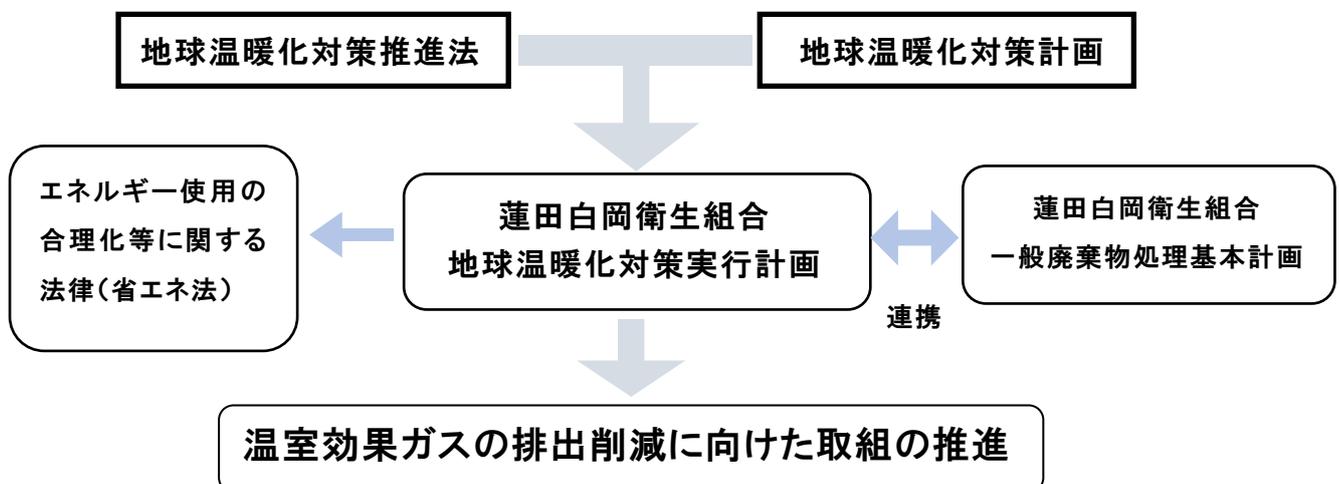
2021年度から2025年度までの5年間の計画とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 5 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して作成します。

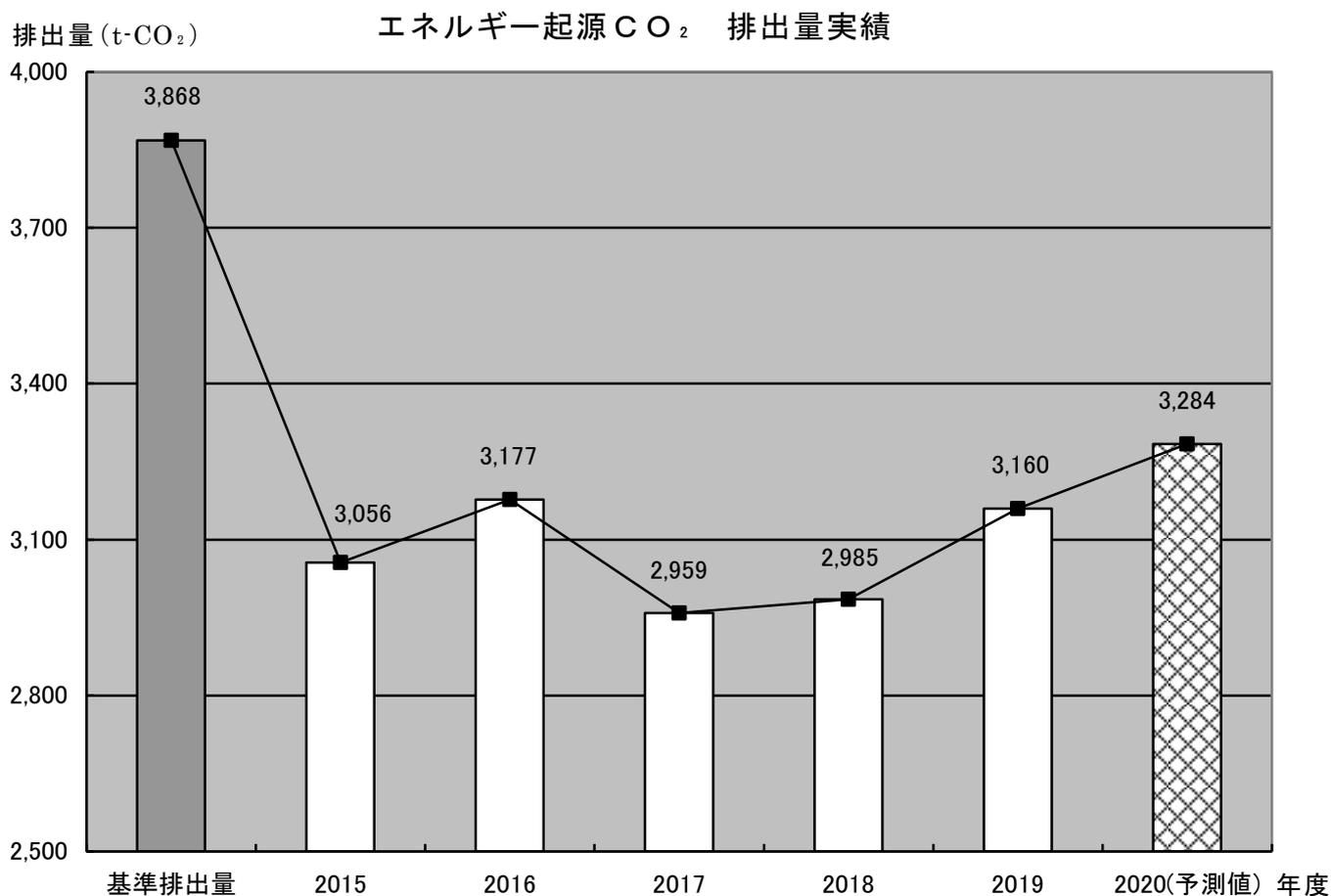
#### 本計画の位置付け



### 第3章 温室効果ガスの排出状況

#### 1 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

埼玉県地球温暖化対策計画制度に基づき、基準排出量の算定は2002年度から2007年度までの任意の連続する3か年度の排出量の平均から設定することとされており、当組合においては電力使用量が比較的安定していた2003年度から2005年度までの平均排出量である3,868t-CO<sub>2</sub>をエネルギー起源CO<sub>2</sub>の基準排出量として定めています。



#### 2 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の増減要因

蓮田白岡衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものがあげられます

##### ①増加要因

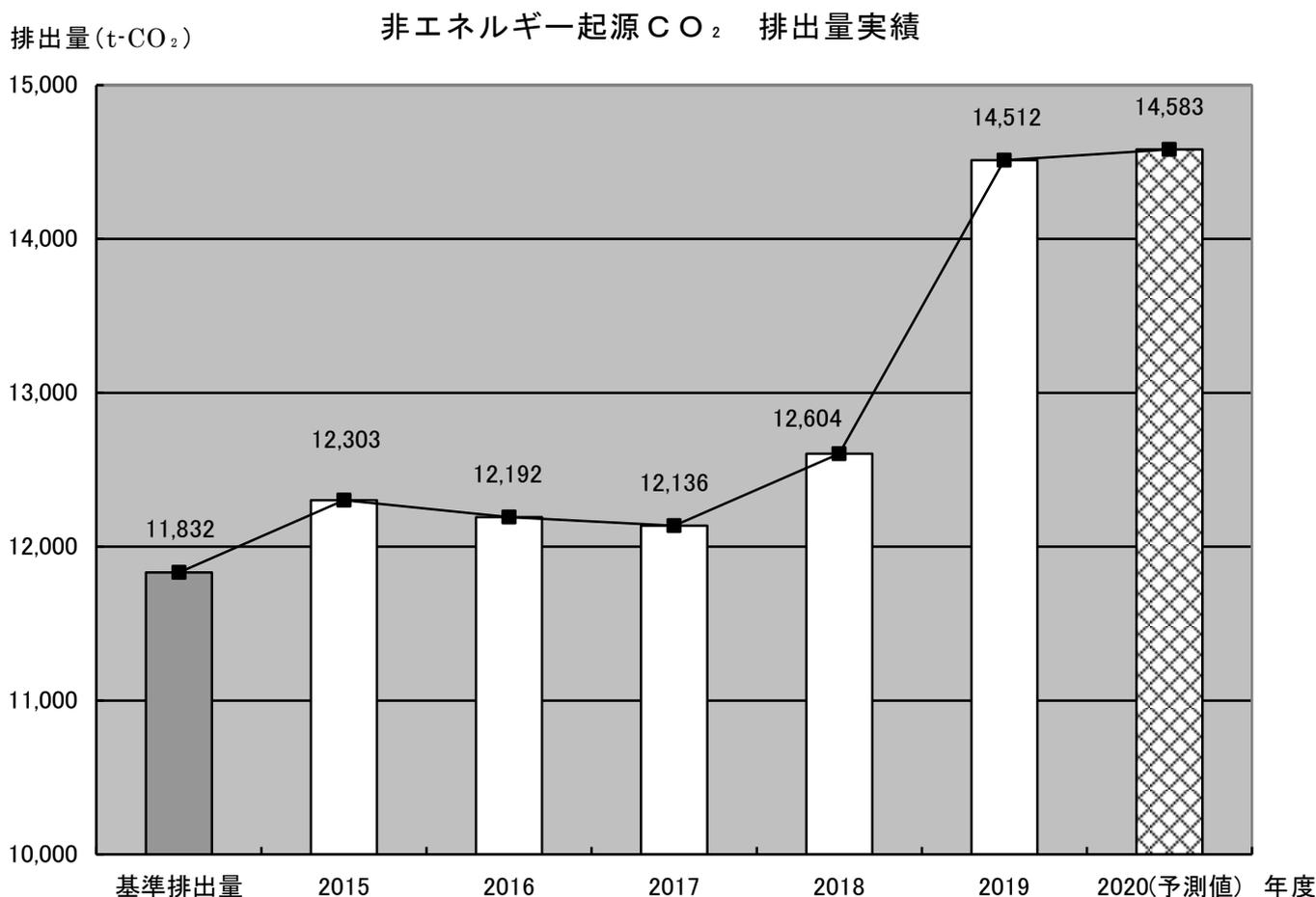
- ・ 大規模な焼却炉の補修工事などによりA重油使用量の増加
- ・ 県内協力体制に基づき他市町村からのごみの受け入れに伴い、焼却時間が延長されたことによる電気使用量の増加

##### ②減少要因

- ・ ごみ処理施設焼却炉の連続運転による電気使用量の削減
- ・ 低公害車の導入

### 3 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

2010年度に准連続焼却方式から連続焼却方式への変更に伴い、ごみ焼却施設の処理能力を180t/16hから270t/24hに変更したことから、廃棄物焼却に由来する非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の基準排出量は、2010年度の11,832t-CO<sub>2</sub>を基準排出量として定めています。



### 4 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の増減要因

蓮田白岡衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものがあげられます

#### ①増加要因

- ・ 県内協力体制に基づき他市町村からのごみの受け入れに伴い、廃棄物の搬入量が増加したことにより、可燃ごみ中に含まれる合成繊維及び廃プラスチック類焼却量の増加

#### ②減少要因

- ・ 廃棄物の搬入量減少による可燃ごみ中に含まれる合成繊維及び廃プラスチック類焼却量の減少

## 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

### 1 目標設定の考え方

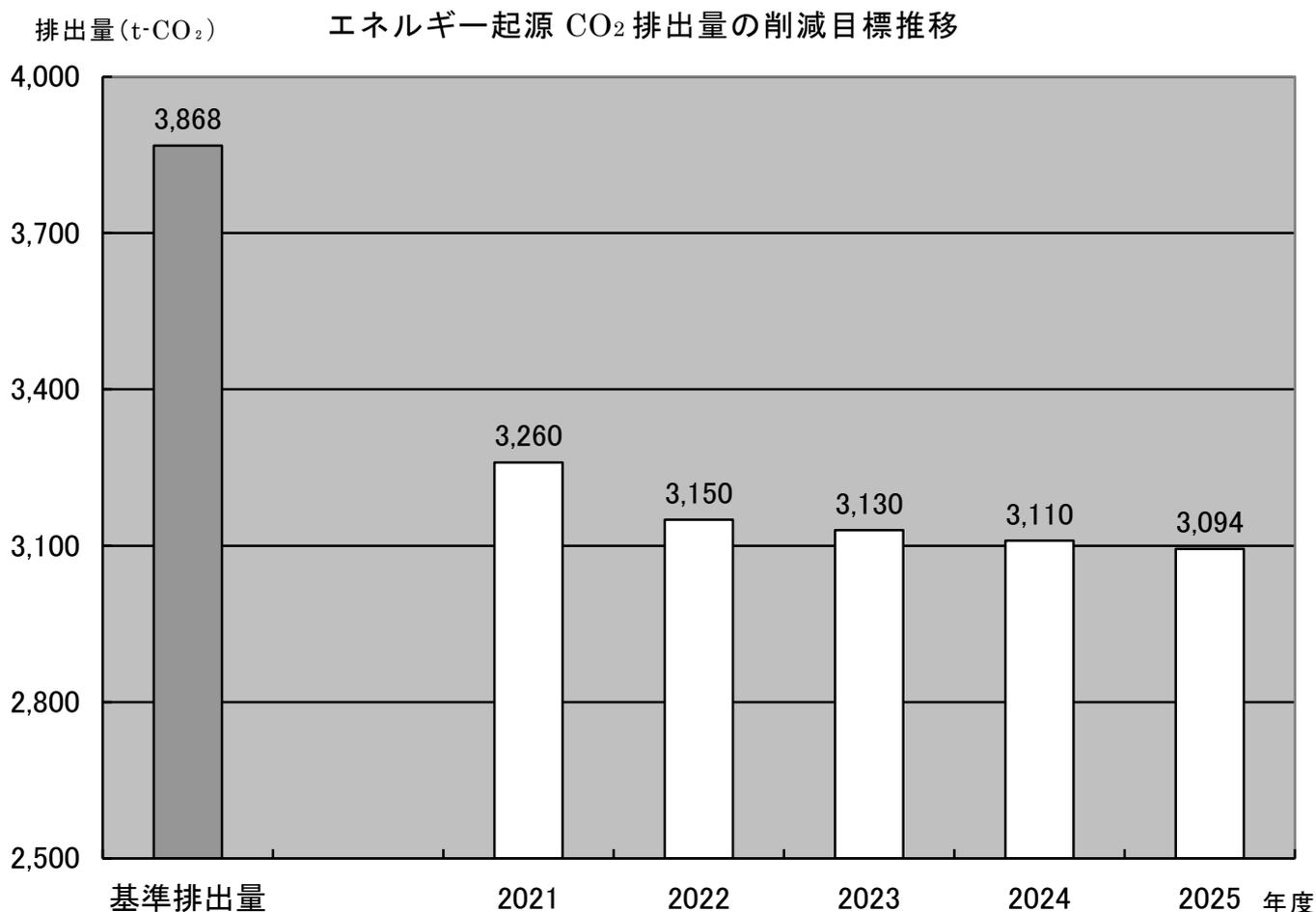
地球温暖化対策計画などを踏まえて蓮田白岡衛生組合の事務・事業にともなう温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### 2 エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の削減目標

目標年度（2025年度）に、基準年度（2003年度から2005年までの平均）比で20%削減することを目標とします。

単位：t-CO<sub>2</sub>

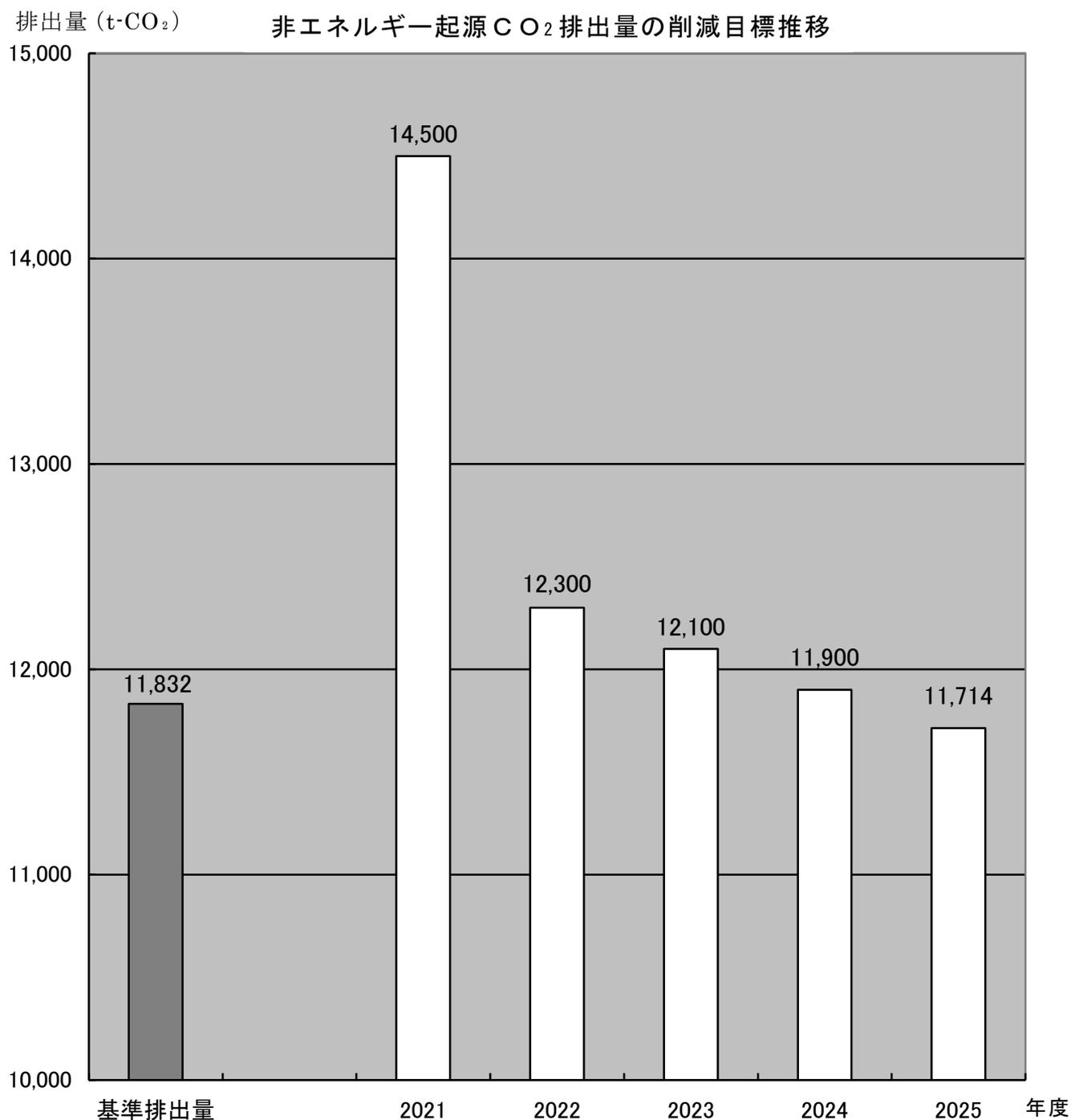
項目	基準排出量（※）	目標排出量	削減目標
	2003年度から2005年度の平均	2025年度	
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	3,868	3,094	20%



### 3 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の削減目標

目標年度（2025年度）に、基準年度（2010年度）比で1%削減することを目標とします。

項目	基準排出量（※）	目標排出量	削減目標
	2010年度	2025年度	
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	11,832	11,714	1%



## 第5章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### 2 具体的な取組内容

取組事項	具体的な取組内容
(1) エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量の削減に向けた取組	
ア 燃料使用量の削減	暖房器具の使用を控え、灯油使用量の削減に努めます。
	場内で使用している運搬車両などの使用の効率化を図り、軽油使用量の削減に努めます。
	焼却炉を連続運転することで立上げ立下げの運転回数を減らし、助燃材としての重油量の削減に努めます。
	給湯器及びガスコンロの使用を控え、液化天然ガスLPG使用量の削減に努めます。
イ 電気使用量の削減	燃えるごみの削減に取り組むことで焼却炉の運転時間を減らし、電気使用量の削減に努めます。
	夏季及び冬季における空調機を適正な設定温度で使用します。 また、空調のフィルターは夏・冬それぞれ使用前に清掃します。
	照明の消灯 (ア) 不要な場所は消灯します。 (イ) 使用時以外又は、退庁時の消灯を徹底します。 (ウ) 昼休みの消灯を励行します。 (エ) 照明器具の定期清掃を実施し、エネルギーの効率化を図ります。
	ノー残業デーの実施 (午後5時15分以降の勤務はなるべく避けるとともに、毎週金曜日を「ノー残業デー」とします。)
	パソコン、プリンターはこまめに電源を切ります。
	エレベーターの使用を控え階段利用を促進します。
	シュレッダーの使用は、個人情報などの機密文書に限り使用します。
	省エネ法に基づき、省エネルギーを考慮したプラント運転の効率化を図ります。 各種機器等の設置及び入れ替えの際には、省エネルギーに対応した機器を採用します。

取組事項	具体的な取組内容
<b>(2) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取組</b>	
一般廃棄物焼却量 可燃ごみ中に含まれる 合成繊維及び廃プラス チック類焼却量の削減	一般廃棄物処理基本計画による減量化目標達成に向け、啓発を行います。
	廃プラスチック類の資源化の推進について検討を行います。
	事業者に対し分別の徹底を働きかけ、分別に取り組むメリットなどを提示し減量化、資源化に努めるよう指導します。
<b>(3) CO<sub>2</sub>排出量を間接的に削減する取組</b>	
ア コピー枚数の抑制	コピーする際は必要最小限とし、重複資料の作成を抑制します。
	国、県への調査物等で片面の提出依頼を受けているものを除き、両面コピーを徹底します。
	各所にリユースボックスを設置し、ミスコピー紙などを再利用します。ただし再利用するものは、機密文書及び個人情報などに十分留意します。
	印刷物を作成するときは必要部数を十分に把握し、適正な部数を作成します。
	庁内メールを有効に利用し、印刷物を削減します。
	電子媒体のファイリングにより印刷物を削減します。
イ 総合活動による ごみ排出量の削減	職員に対して環境保全に関する情報を提供します。 (ア) 廃棄書類の資源化を心掛けます。 (イ) 飲食料用缶、びん、ペットボトル等は所定の場所に分別して回収します。 (ウ) マイ箸を利用し、極力割り箸を使用しません。 (エ) 不要となったものでも所管換え等により再使用します。
	水道使用量の節減 (ア) 常に節水を心掛けます。 (イ) 雨水利用及びプラント水の再利用を優先し、水道水の節水に心掛けます。
ウ グリーン購入の 推進	国等による環境物品等の調達の推進などに関する法律（グリーン購入法）の趣旨に基づき、消費する物品等については、エコマーク製品などの環境負荷の少ない製品の購入を推進します。

取組事項	具体的な取組内容
エ 緑化等の推進	敷地内の緑化を積極的に推進します。
	夏季において「緑のカーテン」や屋根散水システムを利用し、室内温度の上昇抑制を図ります。
	廃食用油を用いてバイオディーゼル燃料に再生する仕組みづくりを支援します。
	薪や廃油を再生燃料としたストーブの利用を促進し、温室効果ガスの抑制を図ります。
オ 自動車燃料使用量の削減	公共交通機関が利用可能な距離、時間帯の場合は、これらの手段を用います。
	急発進、急加速、空ぶかしを回避し、安全かつ経済的な運転（エコドライブ）を実施するとともに、アイドリングストップを励行します。
	公用車及び重機等の新規購入並びに入れ替えの際には、低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。
	ノーカーデーを実施し、公用車の運行を抑制することで燃料の使用を控えます。
	自転車通勤を推進します。
公用車の相乗りを励行し、燃料の使用を控えます。	

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1 推進体制

本計画を推進するために、「環境管理推進委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「環境管理委員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

#### ①環境管理推進委員会

蓮田白岡衛生組合事務局長を環境管理責任者兼エネルギー管理統括者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という）第8条に基づき選任する者）とし、地球温暖化対策推進者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員、環境管理委員及び環境推進委員で構成し、本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

②蓮田白岡衛生組合環境管理推進委員会事務局

施設管理課を事務局とし、施設管理課職員で構成します。事務局は環境管理推進委員会の運営全般を行います。また各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、環境管理推進委員会に報告します。

③地球温暖化対策推進責任者

施設管理課長を責任者とし、各取組状況の調査・点検を行い、環境管理責任者へ報告を行います。

④環境管理委員・環境推進委員

各課に1名以上環境推進委員を配置し、各課の長を環境管理委員とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を地球温暖化対策推進責任者及び事務局に定期的に報告します。

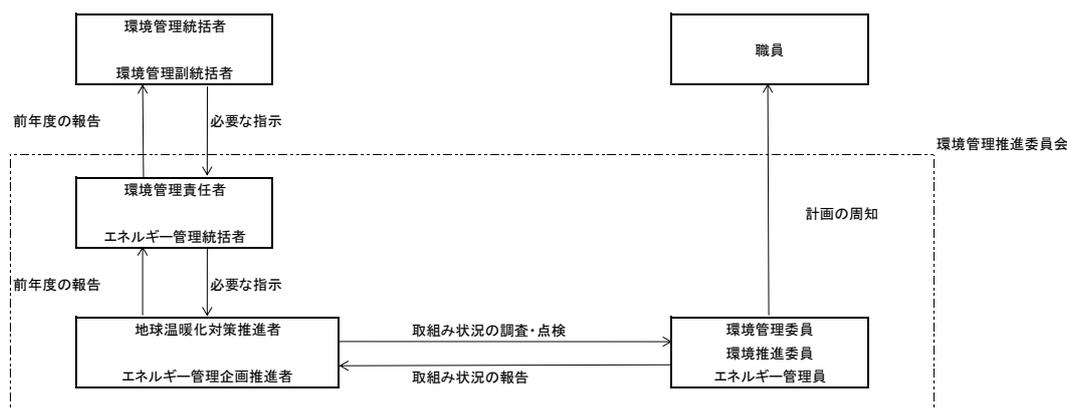
⑤エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員

蓮田白岡衛生組合職員にて省エネ法第9条第1項第1号又は第2号の規定を満たしている者の中から選任し、配置します。

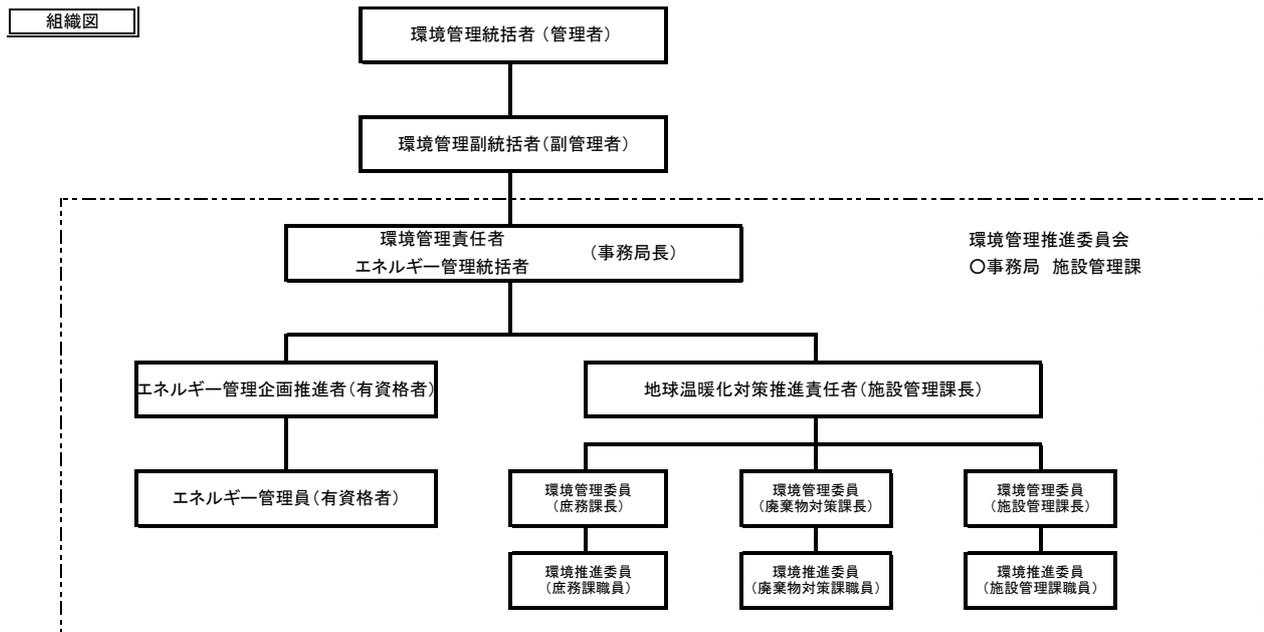
省エネ法に基づき報告書の作成や、エネルギーの使用の方法の合理化・改善等を行い、エネルギー管理統括者へ報告します。

地球温暖化対策実行計画 推進体制図

推進体制図



## 環境管理推進委員会 組織図



## 2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、環境管理推進委員会にて毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

## 3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、定期的に蓮田白岡衛生組合のホームページで公表します。

HPアドレス <http://www.hs-eiseikumiai.org>